

# 審決取消訴訟に見る明細書の記載要件 (機械分野) その3

会員 渡部 温

## 要 約

明細書の記載要件が問題となった以下2件の審決取消訴訟事件を紹介する。

### 4.2 H17(行ケ)10614「シリンダー型ミシン」

「発明の目的を達成するために必要な事項がクレームに特定されていないので構成不可欠要件不備」と無効審判請求人は主張したが、「クレーム上で発明把握できれば記載不備ではない」とされた。

### 4.3 H17(行ケ)10815「免震装置」

「発明品の生産・譲渡時に技術的範囲内か否か特定できないのでクレーム不明確」と無効審判請求人は主張したが、「それらの時点で判断困難としてもクレーム不明確に導かれるものではない」とされた。また、発明実施のための「測定方法」が発明の詳細な説明に記載されていないが、当業者にとって測定は十分に可能とされた。

## 目 次

1. 序
2. 分析判決の一覧
3. 総論

(以上08年7月号)

## 4. 各事件紹介

### 4.1 H17(行ケ)10220「ケース」 (08年8月号)

### 4.2 H17(行ケ)10614「シリンダー型ミシン」

### 4.3 H17(行ケ)10815「免震装置」

(以上今月号)

(以下次号以降掲載)

### 4.4 H17(行ケ)10749「地震時ロック方法及び地震対策付き棚」

「ばたつく」、「わずかに開かれる」などのクレーム文言が不明確か否かが問題となり、不明確と判断された。

### 4.5 H18(行ケ)10325「地震時ロック方法及び地震対策付き棚」

4.4 とほぼ同じ。

### 4.6 H18(行ケ)10099「ウェットティッシュ用不織布」

「凸条部と凹条部とによって形成される線状模様の線本数」というクレーム文言が、凸条部と凹条部の各々を1本と数えるのか、両部1組で1本と数えるのかが分らず不明確とされた。

### 4.7 H17(行ケ)10148「管状部材の接合方法」

クレーム中の式の技術的な意味が理解不能とされた。

### 4.8 H17(行ケ)10183「建築システム」

発明の詳細な説明に記載されている「建築壁構造

物組み立て」の内容が不明瞭とされた。

### 4.9 H17(行ケ)10676「飛行昆虫捕獲器」

クレーム規定の作用を生じる具体的構成が不明とされた。

## 4.2 事件紹介 H17(行ケ)10614「シリンダー型ミシン」

「構成不可欠事項がクレームに記載されていない」として無効審判を請求した無効審判請求人が、特許有効審決に対して審決取消訴訟を提起したが、取消理由なしとされたケースである。

構成不可欠要件(平成6年改正前法): ○→○

### 4.2.1 発明の概要

本件発明は、洋服の首周りや袖口のような筒状の部分を縫製するのに適合したシリンダー型ミシンに関する。図2-1及び図2-2に示すように、針板15や送り機構(図示されず)を有するシリンダー部14の外周に縫製物を被せた状態で縫製作業を行う。特徴は、シリンダー部14の内部の送り歯駆動機構に工夫を加え、同シリンダー部14を小径化したこととされている。

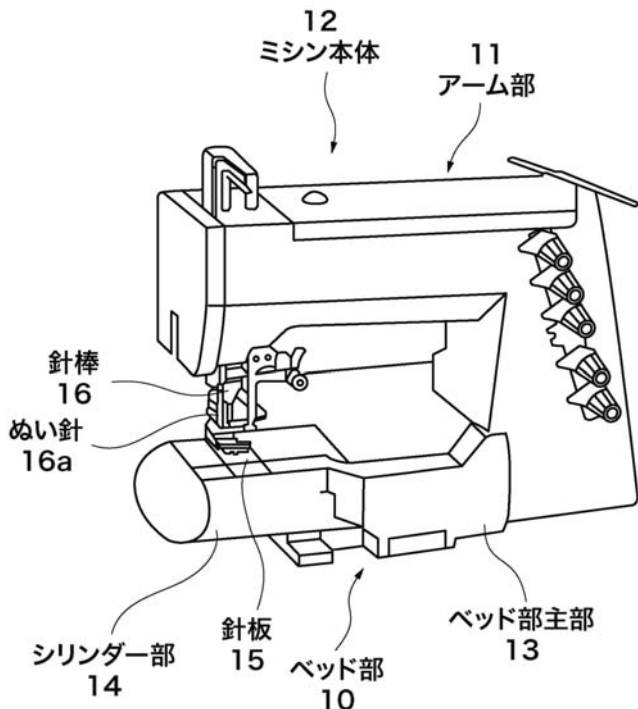


図 2 - 1

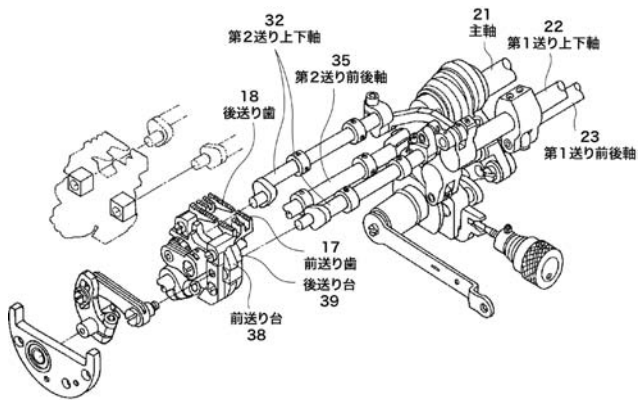


図 2 - 2

#### 4.2.2 クレーム

記載不備が問題となった請求項 1 を以下に引用する（判決文による。改行，符号，及び，アンダーラインは筆者が施した）。

「ほぼ矩形箱状のベッド部主部 13 とこのベッド部主部 13 から側方へ突出し，その上面には針板 15 が設けられている筒状のシリンダー部 14 とからなるベッド部 10 を備え，

上記シリンダー部 14 に，上記針板 15 の針落ち孔前後に形成された送り歯用溝に対して出没する前送り歯 17 および後送り歯 18 を設け，

この前送り歯 17 および後送り歯 18 を取り付けた前送り台 38 および後送り台 39 をそれぞれ送り方向の前後において上下方向に駆動移動させる上下方向駆動機

構と前後方向駆動機構との合成により前送り歯 17 および後送り歯 18 を楕円状に循環運動させるように構成してなるシリンダー型ミシンであって，

主軸 21 と，この主軸と平行状に配置されて該主軸の回転運動を運動変換機構を介して所定角度範囲内の往復回転運動に変換された第 1 送り上下軸 22 および第 1 送り前後軸 23 とが上記ベッド部におけるベッド部主部 13 内の配置に止められる構成で設けられているとともに，

上記第 1 送り上下軸 22 の往復回転運動を上記上下方向駆動機構に伝達する第 2 送り上下軸 32 と上記第 1 送り前後軸 23 の往復回転運動を上記前後方向駆動機構に伝達する第 2 送り前後軸 35 のみが上記ベッド部 10 におけるシリンダー部 14 内に挿入配置される構成で設けられていることを特徴とするシリンダー型ミシン。」

#### 4.2.3 構成不可欠要件に関する無効審判請求人（原告）の主張

無効審判請求人の主張を以下引用する（一部省略，アンダーラインは筆者が付した）。

『取消事由 1……本件発明は，単にシリンダー部を小型化することを目的とするものではなく，「主軸を針板に対して縫い調子のよい位置に配置しながらも，シリンダー部を小径化して，手首部のような小径縫製物の縫製にも適用することができるシリンダー型ミシンを提供することを目的とする」（本件明細書の段落【0006】）ものであるから，良好な縫い調子を担保する主軸と針板との位置関係は，本件発明の目的を達成するために必要不可欠な事項というべきところ，本件明細書の特許請求の範囲にはかかる位置関係は特定されていないため，なぜ本件発明により良好な縫い調子が担保されるのか不明といわざるを得ない。したがって，本件明細書の特許請求の範囲の記載は発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しているとはいえない。

審決は「シリンダー型ミシンにおける主軸と針板との縫い調子の良い位置関係がどのようなものであるかは，本件明細書の記載を待つまでもなく，本件出願時当業者にとり技術常識であった」（審決書 12 頁 7 行～9 行）と認定したが，主軸と針板との縫い調子の良い位置関係が技術常識であったという事実はないから，審決の判断はその前提において誤っている。』

なお，原告は，上記以外にも，発明の目的達成のた

めに不可欠の構成がクレームから欠けていると主張しているがその引用は省略する。

#### 4.2.4 裁判所の判断

裁判所の判断を以下引用する（一部省略，アンダーラインは筆者が付した）。

『特許法 36 条 5 項 1 号，2 号には，特許請求の範囲の各請求項には，発明の詳細な説明に記載された発明であって，特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない旨規定されている。

しかし，特許を受けようとする発明の内容自体は，特許請求の範囲の請求項の記載に基づいて確定すべきであって，請求項の記載を離れて，発明の詳細な説明に記載された発明の目的，構成，効果から，特許を受けようとする発明を特定することは許されず，また，請求項に記載された事項に基づいて特許を受けようとする発明が明確に把握できるのであれば，請求項にそれ以上の事項を記載することは求められないと解するのが相当である。

……

本件発明における「針板」と「主軸」とは，それぞれがベッド部における「シリンダー部の上面」，「ベッド部主部内」に配設されており，「主軸」の運動が「針板」の送り歯用溝に対して出沒する前送り歯及び後送り歯の楕円状の循環運動に変換伝達されるという関係を有することが明確に理解できるものであり（請求項に記載されていない事項を付加して，これらをより技術的に限定して解釈することは許されない。），特許を受けようとする発明の構成として欠けるところがあるということとはできない。

……

主軸を針板に対して縫い調子の良い位置に配置することが目的の一つである旨の説明がされているとしても，特許請求の範囲に，この目的に沿った構成として，主軸と針板との特定の位置関係を記載する必要はないというべきである。

……

審決が，上記縫い調子の良い位置関係が技術常識であることを根拠として，特許請求の範囲に当該位置関係を記載する必要がないと説示したことは誤りといわざるを得ない。

しかし，上述したとおり，本件発明に係る特許請求の範囲（請求項 1～3）の記載において，本件発明に

おける主軸と針板について不明確な点は存在しないのであるから，それ以上に主軸と針板との位置関係を特定する必要はないのであるし，そもそも，本件明細書の各請求項に記載された発明との関係において，主軸と針板との縫い調子の良い位置関係が問題とされる余地はなく，かかる位置関係が技術常識であるかどうかは，各請求項の記載とは無関係である。したがって，上記位置関係が技術常識であるかどうかを問うまでもなく，本件明細書の特許請求の範囲に特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項が記載されていないということはできないものであるから，審決の上記説示の誤りは審決の結論に影響しないものである。』

#### 4.2.5 コメント

本件では，裁判所は以下の旨を述べた。

- ①特許を受けようとする発明の内容自体は，特許請求の範囲の請求項の記載に基づいて確定すべき
- ②請求項の記載を離れて，発明の詳細な説明に記載された発明の目的，構成，効果から，特許を受けようとする発明を特定することは許されない
- ③請求項に記載された事項に基づいて特許を受けようとする発明が明確に把握できるのであれば，請求項にそれ以上の事項を記載することは求められない

これは，クレーム制度のそもそもの意義から当たり前のことをいっているように聞える。また，明細書を書いて権利を取る立場からは，発明の詳細な説明にクレームと整合しない記載があっても不問に付される方向となるので，ありがたいことである。特許制度の基本から考えても，クレームされた発明に保護されるべき実体があることが明らかならば，非本質的な明細書の不十分さにこだわるべきでない，と思われる。

一方，本件から離れた一般論ではあるが，権利行使を受ける可能性のある者の側からは，次のような不満もあろう。すなわち，明細書中で本件発明の目的と明記しているその目的が，本件発明によって達成されなくても，何らの制裁が特許権利者に与えられなくていいのか，という不満（疑問）である。

世の中一般の明細書を見ると，リップサービスの「あれもこれもウマク行く」と欠いてある明細書が，やや古いパターンながらもよく見られる。あたかも人をほめるときに「才色兼備」・「文武両道」などという

ようなものである。審査段階では進歩性評価にプラスになるように「あれもこれもウマク行く」と言っておきながら、権利行使段階では、「これ」の方はリップサービスであることは当業者なら分かる。したがって、記載不備でも進歩性不備でもなく特許は有効だ。また、「これ」がウマク行かないものも技術的範囲内であり抵触している。」と言われるとすれば、言われるほうとしてはシッカリこない。

本件の場合、無視されることとなった発明の目的は「縫い調子のよい」ということであるが、ミシンで「縫い調子のよい」は、自動車であれば「乗り心地が良い」といった超一般的な要求事項である。被疑侵害側が、「当社のミシンは縫い調子がよくないので本件特許を侵害していない」という反論を行い、それを立証しようとは考えにくい。したがって、作用・効果不達成に基づく技術的範囲外の抗弁も、本件の場合やりにくからう。

本件は、発明の目的・課題とクレームの関係を考えさせる興味深い事件である。

#### 4.3 事件紹介 H17（行ケ）10815「免震装置」

実施不能・特許請求の範囲不明確として無効審判請求した請求人が、特許有効審決に対して審決取消訴訟を提起したが、実施可能・特許請求の範囲明確とされた。

実施可能要件：○→○

特許請求の範囲の明確要件：○→○

適用法：平成6年改正法（優先日平成7年8月4日）

無効審判請求人が個人

数値限定発明

##### 4.3.1 発明の概要

本件発明の免震装置は、基礎と建造物との間に配置され、地震の際に建物などにかかる加速度を低減するとともに地震エネルギーを減衰するものである。

特徴は、円筒状の弾性体3の中空部12（内周面9の中）に挿入されている円柱状鉛4の体積が、中空部12の体積に対して、以下のクレームの数値関係にあることである。

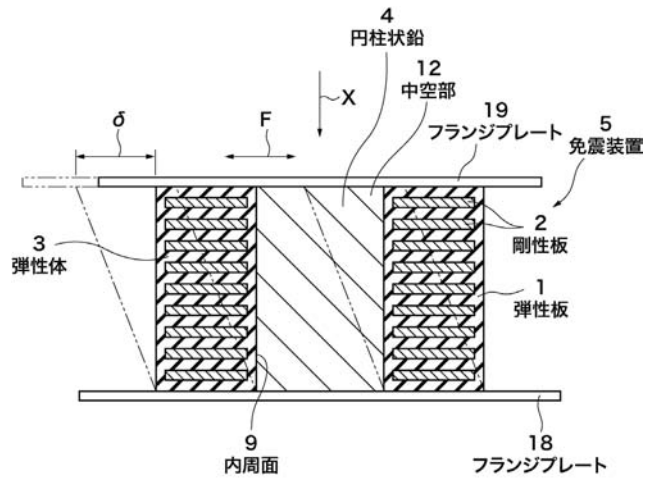


図3

##### 4.3.2 クレーム

記載不備が問題となった請求項1を以下に引用する（判決文による。改行、符号、及び、アンダーラインは筆者が施した）。

「柱状鉛4と、弾性材料層1及び剛性材料層2が交互に積層されてなる弾性体3と、少なくともこの弾性体3の内周面で規定された中空部12とを具備している免震装置であって、

柱状鉛4の体積 $V_p$ と、前記柱状鉛4が未挿入であって、前記弾性体3に積層方向の荷重が加えられた状態での中空部12の容積 $V_e$ との比 $V_p/V_e$ が1.02～1.12であるようにして柱状鉛4が中空部12に密に配されてなり、前記積層方向の荷重を支持するようにした免震装置。」

##### 4.3.3 実施可能要件について

本件では、発明実施のための「測定方法」が発明の詳細な説明に記載されていないことから、原告は発明実施不能と主張したが、当業者にとって測定は十分に可能とされた。

##### 4.3.3.1 無効審判請求人（原告）の主張した無効理由

無効審判請求人（原告）の主張した無効理由を以下に引用する（アンダーラインは筆者が付した）。

『「比 $V_p/V_e$ が1.02～1.12」かどうかを測定するためには、弾性体の積層方向の荷重が加えられた状態での中空部の容積 $V_e$ を1%以内の誤差範囲で測定することが必要であるが、容積の測定方法の一般常識に照らし、そのような測定精度で容積 $V_e$ を求めることは困難であるにもかかわらず、その測定方法が発明の詳細な説明には記載されていないから、本件明細書の発明の詳細な説明には、当業者が実施できる程度に発明

が記載されているとはいえない。』

#### 4.3.3.2 審決

審決の要点は以下のとおりである（アンダーラインは筆者が付した）。

『種々の形状をもった物の体積（容積）を求めるために水を用いることは例示するまでもなく一般常識と言え、本件発明1が対象とする「弾性体に積層方向の荷重が加えられた状態での中空部の容積」を測定するに際して該一般常識を適用すると共に適宜工夫をすれば、……なし得ないことではない。

してみると、本件明細書に基づき、「弾性体に積層方向の荷重が加えられた状態での中空部の容積  $V_e$ 」を求めることも当業者にとってなし得ないこととまでは言えない。』

#### 4.3.3.3 無効審判請求人（原告）の主張した審決取消理由

原告の主張した審決の取消理由を以下に引用する（アンダーラインは筆者が付した）。

『本件発明1のように弾性体に積層方向の荷重が加えられた状態での中空部の容積を測定するためには、弾性体に荷重が加えられた状態を実現しなければならないから、弾性体は荷重試験機等に置かなければならず、弾性体の中空部の測定に当たっては、測定器が荷重試験機の構成部材と干渉しないようにしなければならない。本件発明1の「弾性体に積層方向の荷重が加えられた状態での中空部の容積」は、当業者が一般常識をもとに測定し得るものではなく、甲4の参考図4に示されるような測定装置を工夫しない限り測定し得ないものである。

審決は、「参考図4のような測定方法に想到することが当業者にとって容易かどうかはさておき」（審決書6頁25～26行目）として、参考図4のような測定方法が当業者が容易に想到することができたか否かの判断をしていないが、特許権者は、「弾性体に積層方向の荷重が加えられた状態での中空部の容積」を測定する手段として、参考図4に示されるものを挙げるのみであるから、本件明細書の記載に基づいて当業者が「弾性体に積層方向の荷重が加えられた状態での中空部の容積」を測定することができるというためには、参考図4に示された測定装置が容積の測定の一般常識から当業者が容易に考えつくものでなければならぬ。審決が、参考図4に示された測定方法について、当業者が容易に想到することができたか否かの判断をし

ないまま、本件明細書の記載が特許法36条4項記載の要件に反するとはいえないとしたことは誤りである。』

#### 4.3.3.4 裁判所の判断

これに対して裁判所は次のように判断した。

『測定対象となる中空部の容積  $V_e$  は、1500mL程度のものを含むことができる。その場合、容積比として、比  $V_p/V_e$  が1.02～1.12の範囲内であることを正確に測定するため、比  $V_p/V_e$  を1%以内の誤差で測定するには、1500mL程度の容積においては、その1%が  $1500 \times 0.01 = 15\text{mL}$  であるから、1mL程度の目盛りで精度よく測定することで1%以内の誤差で測定することが十分に可能であるといえる。また、空間の容積を求めるに当たり、当該空間に水を充填し、充填された水の体積を測定することにより空間の容積を求めることができることは、乙3～5、甲5などにも示されているとおり、一般常識といえる。そして、パイプを用いて中空部内に水を送水することや、パイプにより送水した水の体積を測定することも常套手段にすぎないから、本件発明1の中空部に対して、水を充填することや、その充填量を測定する装置を作成することは適宜なし得る程度のことであるといえる。』

#### 4.3.3.5 実施可能要件についてのコメント

本件発明は、荷重を受けて変形した（圧縮された）部材中の中空部の体積を構成要素とするものであるが、その体積の測定方法が明細書中には記載されていなかった。この点を無効審判請求人は突いて発明実施不能と主張したわけである。

本件では、特許権者が無効審判段階で出した測定方法の参考図、及び、当業者の常識を示す証拠に基づく判断によって、実施可能との審決・判決となった。ただし、当初から測定方法の具体例を明細書中で説明しておけば、無用の防御の手間を取られることはなかったと考えられる。本件のような数値限定発明では、機械分野の出願でも、具体的な数値をどう測定したのかの説明も意識すべきであろう。

#### 4.3.4 特許請求の範囲不明確について

本件においては、無効審判請求人は、「発明品の生産・譲渡時に技術的範囲内か否か特定できないのでクレーム不明確」と主張したが、「それらの時点で判断困難としてもクレーム不明確に導かれるものではない」とされた。

#### 4.3.4.1 無効審判請求人（原告）の主張する無効理由

無効審判請求人（原告）の主張した無効理由は以下

のとおりである（アンダーラインは筆者が付した）。

『発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の記載に基づいて定められるものであり、特許請求の範囲は、第三者により製造等された物がその特許発明の技術的範囲に属するか否かを判断できるものでなければならない。一つの免震装置は必ず一つの値の荷重しか支承できないように設計・製造されるというものではないから、一つの免震装置であっても、その免震装置が支承する荷重が定まらない場合には、その免震装置装置を生産、譲渡することが本件発明1を侵害する行為となるか否かが特定できないことになる。このような特許請求の範囲の記載は、特許法36条6項2号に規定する要件に反する。』

#### 4.3.4.2 審決

審決の要点は以下のとおりである（アンダーラインは筆者が付した）。

『本件特許においては、積層方向の荷重の値にかかわらず、 $V_p/V_e$ の値を所定範囲とすれば免震効果、耐久性、製造性に優れる免震装置とすることができるとの知見を得、その内容を含んだ技術的思想として表現したものが本件発明1ないし6であるということができるから、積層方向の荷重の大きさを特定することは本件発明1ないし6の技術思想を表現する上では必要なものではなく、該特定がないと特許を受けようとする発明が明確でないとはいえない。』

#### 4.3.4.3 無効審判請求人（原告）の主張した審決取消理由

無効審判請求人（原告）の主張を以下に引用する（アンダーラインは筆者が付した）。

『本件発明1ないし6はいずれも物の発明であるから、その効果は、特定の物（免震装置）の効果でなければならない。審決は、「免震装置5が支承する鉛直荷重の値にかかわらず、 $V_p/V_e$ が1.02～1.12であることによって生じる効果であることが理解できる。」（審決書5頁6～9行）とするが、免震装置が特定されたとき、 $V_e$ は免震装置が支承する鉛直荷重が変化すればそれに伴って変化するものであるから、鉛直荷重の値にかかわらず、 $V_p/V_e$ が1.02～1.12となることはない。』

#### 4.3.4.4 裁判所の判断

これに対して裁判所は次のように判断した（アンダーラインは筆者が付した）。

『審決の関係部分の全体を読めば、審決の「免震装

置5が支承する鉛直荷重の値にかかわらず、 $V_p/V_e$ が1.02～1.12である」との記載は、加える積層方向の荷重の数値ないしその範囲を具体的な数字として特定していないとしても明確性を欠くとはいえないと判断しているにすぎず、積層方向の荷重がどのような値であっても比 $V_p/V_e$ が1.02～1.12であることを前提としているとは理解できない。

したがって、この点についての原告の主張は、審決を正解しないものであって、失当である。

……………

確かに、原告の指摘するとおり、一つの免震装置は必ずしも一つの値の荷重しか支承できないように設計・製造されるものとは限らないので、免震装置が生産、譲渡される際には、支承する荷重が定まらず、当該免震装置が本件発明1の技術的範囲に属するかどうかを特定できない場合も考えられなくはないが、特許を受けようとする発明としての技術的思想が明確かどうかと、第三者が免震装置を製造等する行為が当該発明の技術的範囲に属するかどうかは、異なる観点から検討すべき事項である。「物の発明」は、作用、機能、性質、特性、方法、用途等を用いて特定することもできるのであるから、本件発明1に係る請求項1「中空部の容積 $V_e$ 」を「前記柱状鉛が未挿入であって、前記弾性体に積層方向の荷重が加えられた状態での中空部 $V_e$ 」として、一定状態で使用された場合の容積として $V_e$ を規定することも可能であり、また、そのような特許請求の範囲の記載に照らし、第三者が免震装置を製造等した時点で本件発明1の構成要件を充足するかどうかの判断が困難であるとしても、そのことから、本件発明1に係る特許請求の範囲の記載が明確ではないという結論が導き出されるものでもない。

本件発明1に係る請求項1の「柱状鉛の体積 $V_p$ と、中空部の容積 $V_e$ との比 $V_p/V_e$ が1.02～1.12である」との記載のうち、「柱状鉛の体積 $V_p$ 」「前記柱状鉛が未挿入であって、前記弾性体に積層方向の荷重が加えられた状態での中空部の容積 $V_e$ 」「比 $V_p/V_e$ が1.02～1.12である」との表現は、それぞれその意義に不明確な点はなく、前記判示のとおり、弾性体に加えられる「積層方向の荷重」は、比 $V_p/V_e$ が1.02～1.12となるように定められることは明らかであるから、「前記柱状鉛が未挿入であって、前記弾性体に積層方向の荷重が加えられた状態での中空部の容積 $V_e$ 」という表現にも不明確な点はないというべきであり、請求項

1に記載された本件発明1が不明確であるということ  
はできない。』

#### 4.3.4.5 不明確要件についてのコメント

本件で注目されるのは次の点である。すなわち、物の特許が、対象物が生産・譲渡される状態で侵害品かどうか不明であっても、そのクレームが不明確とはいえないとする点である。

筆者は、吉藤先生の刷り込みを受けているせいか、クレームに明確性が求められるのは、審査の便宜もさることながら、それが独占権（立入禁止区域）の範囲を公衆に示すものであるからとってきた。

「特許法概説」（吉藤・熊谷）第11版の226頁には以下の文がある（アンダーラインは筆者が付した）。

『特許請求の範囲の記載は、特許権の権利範囲がこれによって確定されるという点において重要な意義を有するものであるから、その記載は正確でなければならず、一の請求項から必ず発明が把握されることが必要である。

従来の特許法においては、このような機能は、「発明の構成に欠くことができない事項のみ」を記載させることにより担保されていたが、平成6年法においては、特許を受けようとする発明が明確でなければならぬこととされ（36条6項2号）、制度の国際的調和が図られることとされた。この規定は、特許請求の範囲の機能を担保するうえで中心となるものであり、この規定により、特許権の権利範囲を確定する際の前提となる特許請求の範囲の記載の明確性が担保されることとされた。』

「詳説特許法」第3版（中山信弘監修）の36条の部分（橋本著, 400頁）にも以下の記述がある（アンダーラインは筆者が付した）。

『特許を受けようとする発明が「明確であること」（本条VI②）も必要とされる。請求項に記載された発明が明確に把握できないときには権利の及ぶ範囲が第三者に不明確となり不測の不利益を及ぼすことになるところからである。この判断は、請求項の記載だけで

はなく、明細書・図面や出願当時の技術常識も考慮され、実務では、記載自体が不明確ではないこと、発明特定事項の内容に欠陥があって技術的思想である特許を受けようとする発明が正確に特定されていないことになっていないこと、特許を受けようとする発明の外延が不明確ではないことが求められ』

これらの弁理士になじみのある本の記載からすると、対象物が生産・譲渡される状態で侵害品かどうか不明の物のクレームは良くなさそうな気がする。

しかしながら、上に引用した判決文にあるように、作用的・機能的なクレーム表現もOKという現況では、「このような条件下で使用されるところなる」という物の発明特定も認められるのであるから、生産・譲渡時に侵害品かどうか判断できない物のクレームがあって当たり前ということになる。「このような条件下で使用されるところなる」かどうか不明な物を製造・販売した者が侵害の責を負うか否かであるが、間接侵害の規定（特許法第101条）を用いて処理するのが妥当ではないかと考える。

もっとも、本件においては、以下の事情（判決文中の当事者のやりとりや裁判所の判断には出てきていない）から、本件特許の対象品である免振装置を生産する段階で、十分に侵害・非侵害の判断は可能と思われる。すなわち、機械装置業界では、荷重を支承する機械装置には型番毎に定格荷重というものがあり、設計・製造時点から、「この装置の型番△△の定格荷重は○トン～○トン」と決められているのが一般的である。したがって、その装置の設計・製造・販売の時点で支承荷重が全く定まらないということはなく、それらの時点で本件特許の侵害となるおそれがあるかどうかは、十分に判断できると思われる。したがって、「免震装置が生産、譲渡される際には、支承する荷重が定まらず、当該免震装置が本件発明1の技術的範囲に属するかどうかを特定できない場合」はほとんどないように思う。

（原稿受領 2008.5.7）